

## **【附属文書】**

**これまでの新型コロナ緊急対応支援（総括）**

令和4年6月3日

経協インフラ戦略会議決定

## 目次

- 1. 本総括の意義 . . . . . 3
- 2. 日本企業が展開する現地国・政府への支援 . . 4
  - (1) ワクチン供給等、新型コロナ対策に係る支援 . . 4
  - (2) 現地国・政府等に対する緊急支援 . . . . . 6
- 3. 日本企業のインフラ海外展開に対する支援 . . 7
  - (1) 在外公館等による支援 . . . . . 7
  - (2) 日本企業の海外展開にかかわる公的資金支援 . 8

### <付録>

- 「インフラシステム海外展開戦略 2025」(2021年6月改定版)の具体的施策のうち新型コロナ緊急対応として実施したもの . . . 10

## 1. 本総括の意義

2019 年末に初確認された新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）は、世界へと徐々に拡大し、その拡大は2年以上を経過した2022年4月現在も未だ世界的に続いている。今後の先行きについては予断を許さないが、ワクチンの普及やこれまでの感染防止措置等の経験を踏まえ、コロナ禍の影響を抑えながら、海外での事業を再開し、コロナ禍で得た教訓や新たな発想を、新しいマーケット開拓の機会として戦略的に事業の獲得・拡大を目指していく動きも見られる。

第53回経協インフラ戦略会議で議論された「インフラシステム海外展開戦略2025」(2021年6月改定版)（以下「戦略」）追補の方向性においては、ポストコロナを見据えたより良い回復を目指すこととされた。コロナ禍に直面する日本企業への我が国政府による支援も、緊急対応中心から経済再生等に向けた新たなフェーズも重視するよう移行していく必要がある。この機会を捉え、2020年以来現時点までの我が国政府による新型コロナ緊急対応支援の実績と成果を本附属文書で総括し、日本企業の海外展開の更なる強化に向けた「次の一手」の布石とすべく、第54回経協インフラ戦略会議にて報告するものとする。

### （1）海外展開先で日本企業が直面した課題

我が国国内はもとより、日本企業が積極的にそのインフラ事業を展開する海外、特に東南アジア諸国でも新型コロナは急拡大した。これにより、海外でインフラ事業を実施する日本企業は様々な問題に直面した。インフラ事業の展開先である主に開発途上国の財政状況とマクロ経済環境は急速に悪化し、加えてその脆弱な医療、ワクチン調達・接種体制は混乱を助長した<sup>1</sup>。特に今後の経済再生に向けた予見可能性の不確かさから、事業の実施に長期間を要するインフラ事業の先行きが見えない不安も、多くの日本企業から提起された<sup>2</sup>。また、現地の厳しいロックダウン等が要因で、原材料価格の上昇や物流・人流の途絶等サプライチェーンの混乱が広範に影響を及ぼした<sup>3</sup>。さらに、操業制限・工事の一時中断や運転資金不足等により、インフラ事業を展開する日本企業は、契約上の不可抗力認定、追加費用負担に関する交渉を円滑に実施できないケースや、事業の一時中断等が認められず職員を帰国させられないケース等、相手国政府や契約相手方等との関係において様々な問題に直面した。

### （2）政府による足元の緊急対応

上記のようなコロナ禍における日本企業が直面する問題に対処するため、我が国政府は、日本企業の展開先国への支援や日本企業への支援を緊急的に拡充・強化してきた（2020年4月に第1次補正予算・緊急経済対策、2020年12月に国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を決定）。具体的には、各種契約形態やプロジェクトストラクチャー等を踏まえながら、完工期限の延長交渉や、事業の一時中断・延期交渉の円滑化支援、誠実な契約履行や事業の継続・再開に必要な感染防止措置の実施等に関する相手国政府等の実施主体（発注者）への働きかけや、コロナ禍に伴い生じた追加経費負担への対応

<sup>1</sup> 『2021年度版開発協力白書』を参照。

<sup>2</sup> 『JETRO 海外進出日系企業実態調査・全世界編』『JBIC わが国製造業企業の海外展開に関する調査報告（2021年度海外直接投資アンケート結果）』等を参照。

<sup>3</sup> 『通商白書2020』を参照。

支援、事業を継続する企業への金融支援等を実施してきた。

## 2. 日本企業が展開する現地国・政府への支援

日本企業の安定的かつ持続可能なインフラ事業の継続においては、展開先の国の安定的かつ持続可能な経済成長や政治的安定が不可欠である。コロナ禍は、特に日本企業が多く展開するアジア・アフリカの開発途上国の財政状況とマクロ経済環境を急速に悪化させ、サプライチェーンの混乱や政治的不安定化を招いた。加えて、その脆弱な医療、ワクチン調達・接種体制は、厳しいロックダウンや国内的不安定化をもたらすと共に、緊急対応として医療体制の強靱化に集中するあまり、経済対策への対応が後手に回る事態も生じた。

ここでは、日本企業が展開する主に開発途上国の医療、ワクチン調達・接種体制の強靱化への支援や、国際金融機関と連携したマクロ経済の改善や悪化を緊急的に防ぐ資金協力等について、我が国が関係国・機関と協力して対応した主な政策対応を総括する。

### (1) ワクチン供給等、新型コロナ対策に係る支援

新型コロナとの闘いの中で、人流が大幅に制約される等国際環境が大きく変化し、各国の医療・保健体制の充実への関心や、感染症対策における国際協力の重要性に係る認識が高まっている。我が国は、世界全体での新型コロナ収束のため、あらゆる国・地域において、安全性、有効性、品質が保証されたワクチンへの公平なアクセスの確保が重要であるとの考えの下、COVAX 等の国際的な枠組みと協調しつつ、各国・地域に対するワクチン関連支援を実施してきた。2021年6月には COVAX ワクチン・サミットを Gavi<sup>4</sup>と共催し、各国等に資金動員を働きかけ、2021年末までに必要とされる資金調達目標（83億ドル）を大きく超える合計約96億ドルの資金確保に貢献した。2022年4月、拠出済みの10億ドルに加えて、最大5億ドルを追加拠出することを表明済み。加えて、2022年4月現在、東南アジア・南アジア・太平洋諸国を含め、我が国は計32カ国・地域に対して、約4,400万回分のワクチンを供与済みである。

#### ●直接供与

ベトナム（735万回分）、インドネシア（688万回分）、マレーシア（100万回分）、フィリピン（308万回分）、タイ（204万回分）、ブルネイ（10万回分）、台湾（420万回分）

#### ●COVAX ファシリティを通じた供与

カンボジア（132万回分）、ラオス（94万回分）、東ティモール（17万回分）、バングラデシュ（455万回分）、モルディブ（11万回分）、ネパール（161万回分）、スリランカ（146万回分）、太平洋島嶼国（34万回分）、ニカラグア（50万回分）、イラン（431万回分）、エジプト（70万回分）、シリア（15万回分）、マラウイ（68万回分）、ナイジェリア（86万回分）、カメルーン（7万回分）、タジキスタン（50万回分）、ウズベキスタン（20万回分）、ガーナ（31万回分）、セネガル（30万回分）、ケニア（20万回分）、シエラレオネ（10万回分）



供与式典に出席するドゥテルテ大統領  
(フィリピン)



供与式典に出席するモメン外相  
(バングラデシュ)



ワクチンコンテナの到着  
(ベトナム)

<sup>4</sup> ワクチンと予防接種のための世界同盟 (Global Alliance for Vaccines and Immunization)

また、特に、米国・豪州・インドと連携し、2021年9月には、日米豪印（クアッド）首脳会議において、そのイニシアティブとして、全世界に対し13億回分を超えるワクチン供与を表明した。2022年4月現在、既に計6億回分以上のワクチンを世界に供給している。このように、我が国は二国間関係に加え、国際機関や有志国と緊密に連携しながら、世界のワクチン需要に迅速に対応してきた。

一方で、コロナ禍からの世界の中長期的な回復と、来る「次の」感染症危機への対応のためには、ワクチンの現物供与だけにとどまらず、強靱かつ持続可能な医療・ワクチン体制の構築がより一層重要となる。特に開発途上国では、ワクチンを接種現場まで安全に届けるためのコールドチェーンの整備が遅れており、より根本的な課題解決として、接種現場までの「最後の1マイル」まで切れ目なく支援することが重要であることから、我が国は2021年3月以降、「ラスト・ワン・マイル支援」として、開発途上国のコールドチェーン体制整備等は無償資金協力で支援し、2022年3月現在、既に計77カ国・地域に対し、約180億円の支援を実施している。

※金額単位は「億円」

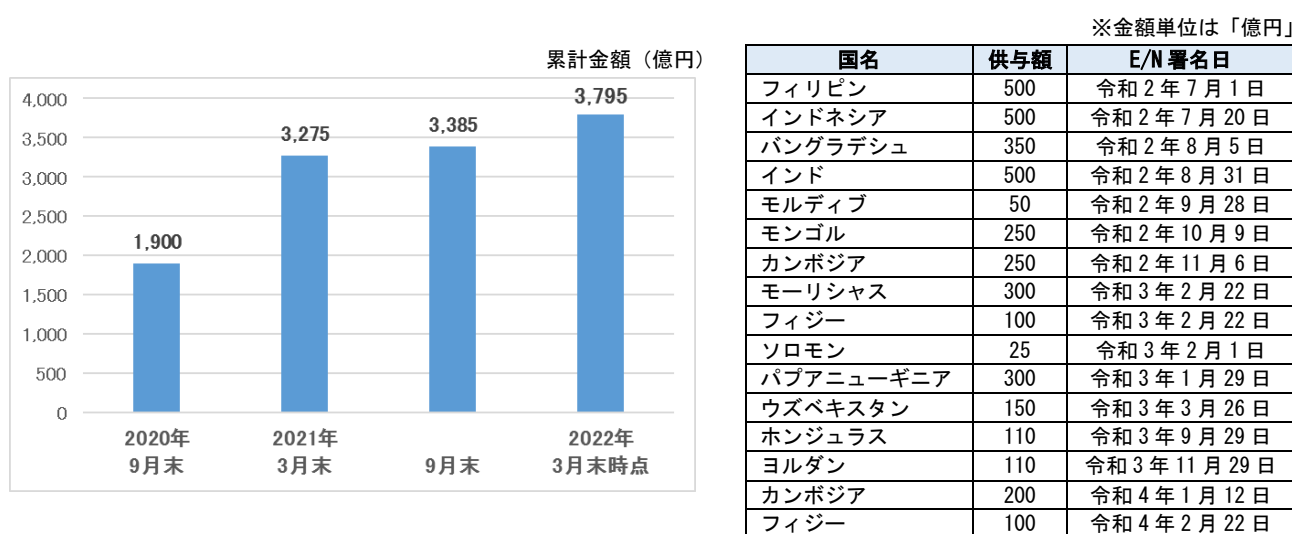
供与先国地域名		供与金額	約束締結日等	実施機関
東アジア	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム	20	令和3年3月9日	UNICEF
南アジア	ブータン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ	15	令和3年3月9日	UNICEF
大洋州	クック諸島、フィジー、ミクロネシア、ニウエ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ	10	令和3年3月9日	UNICEF
アフリカ	アルジェリア、アンゴラ、カメルーン、ジブチ、コンゴ（民）、エジプト、エスワティニ、エチオピア、ガーナ、ギニア、ケニア、リベリア、リビア、馬拉ウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ナイジェリア、セネガル、ソマリア、南スーダン、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、シンバブエ	30	令和3年4月27日	UNICEF
中南米	グアテマラ、ハイチ、ジャマイカ、ニカラグア、パラグアイ、ベネズエラ	12	令和3年4月27日	UNICEF
アフリカ	セネガル	5.14	令和3年6月21日	JICA
南アジア	インド	10	令和3年6月25日	UNICEF
アフリカ	ガーナ	2.17	令和3年6月30日	JICA
アフリカ	馬拉ウイ	4.01	令和3年6月30日	JICA
アフリカ	モザンビーク	4.31	令和3年6月30日	JICA
中東	パレスチナ	8.79	令和3年6月30日	JICA
東アジア	フィリピン	6.87	令和3年7月6日	JICA
東アジア	モンゴル	8.83	令和3年7月8日	JICA
中南米	キューバ	3.26	令和3年10月28日	UNICEF
アフリカ	エジプト	3.92	令和4年2月21日	UNICEF
アフリカ	ボツワナ、ガボン、ガンビア、ギニアビサウ、レソト、ナミビア、ニジェール、南アフリカ、タンザニア、トーゴ	21.6	令和4年2月25日	UNICEF
中南米	ベリーズ、ボリビア、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス	10.8	令和4年2月25日	UNICEF

開発途上国の中でも、最も脆弱な医療体制とワクチン調達に苦しんだ地域の一つがアフリカである。2022年はTICAD8の開催を予定しており、我が国とアフリカ諸国の協力はこれまで以上に深化・進展を図っていく必要があるが、アフリカの目下のワクチン需要に対応し、我が国は政策金融機関を通じ支援してきた。具体的には、2022年3月に、日本貿易保険（NEXI）は、LEADイニシアティブの下、本邦機関投資家の資金を動員し、アフリカ輸出入銀行や世界銀行とも連携しつつ、アフリカ連合主導で設立されたワクチン調達ファシリティであるAVATを通じて、計4億回分のアフリカ向けワクチン調達を支援した。

## (2) 現地国・政府等に対する緊急支援

医療体制・ワクチン調達に係る支援を通じ、主に開発途上国の政治・社会の安定化に寄与することに加え、コロナ禍により急速に悪化したマクロ経済・財政状況に対する迅速な支援も、これらの国の安定的かつ持続可能な社会経済発展を支える上で必要不可欠である。我が国は、円借款や債務猶予措置を通じて、開発途上国の流動性危機に即座に対応してきた。

まず、2020年4月に、新型コロナの影響を受けるアジア・大洋州を中心とする開発途上地域における経済活動の維持、活性化に貢献するため、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を創設し、2年間で最大5,000億円の支援を行うことを決定した。2021年5月には、支援枠を最大7,000億円まで拡充することを公表。2022年3月末現在、約6,300億円を事前通報済であり、うち計14カ国に対し3,795億円の供与を決定済である。



加えて、新型コロナの感染拡大は、特に、財政状況が最も脆弱な開発途上国においては、海外からの直接投資が最大45%減少することが見込まれるなど、マクロ経済環境の悪化を引き起こし、多くの国で返済負担が増加した。中でも、低所得国の抱える対外公的債務への影響は甚大であり、こうした状況を踏まえ、2020年4月、我が国を含む主要債権国22カ国が参加するパリクラブ及び中国やサウジアラビア等非パリクラブ国も参加するG20は、最も脆弱な低所得国における流動性危機に対処するため、その抱える公的債務につき、2020年末までの支払の一時的な猶予を認める債務支払猶予イニシアティブ(DSSI:Debt Service Suspension Initiative)について合意した。また、2020年10月、パリクラブ及びG20は、DSSIの2021年6月末までの6ヶ月間の延長に、2021年4月には2021年12月末までの更なる6か月間の延長に合意した。さらに、2020年11月、パリクラブ及びG20は、DSSI対象国に対するケースバイケースでの債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」に合意した。インフラ投資は開発途上国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つであり、我が国は、パリクラブ及びG20の一員として、債務問題への国際的な対処に迅速かつ着実に取り組んできた。



### 3. 日本企業のインフラ海外展開に対する支援

コロナ禍は、日本企業のインフラ海外展開先の国・政府への影響のみならず、日本企業自体の現地でのビジネス・活動にも直接的に大きな影響を広範にもたらした。特に新興国や開発途上国の財政状況等の悪化や現地の厳しいロックダウン等を要因として、原材料価格の上昇や物流・人流の途絶が生じ、中断や見直しを迫られるインフラ事業が生じた。加えて、契約上の不可抗力認定・追加費用負担に対する相手国政府や契約相手方との交渉を円滑に実施できない事態や、渡航制限等により対面での交渉や商談が難しくオンラインでの対応を迫られる等、様々な課題に直面した。

このような足元の緊急対応として、JICA・国際協力銀行（JBIC）・NEXI等の各機能を活用し、インフラ整備や改良更新・運営等の再開のための資金の確保や相手国との交渉、中断案件への補償の見直し、技術・サービス等の提供等、官民が協力し、リスクを洗い出しつつ、支援を行ってきた。ここでは、日本企業のビジネス途絶を回避するために、我が国が実施してきた現地在外公館等を通じたきめ細かな支援や公的資金支援の詳細について総括する。

#### （1）在外公館等による支援

コロナ禍に関連する要因で、日本企業が手掛ける海外でのインフラ事業の一部は一時的に工事の中断を余儀なくされた<sup>5</sup>。具体的には、円借款事業<sup>6</sup>については、2020年11月末時点で、イラク等特定国の事業を中心に全体の4.8%が中断していた。ただし、2021年11月末時点では新型コロナのみを理由に中断された事業は全て再開された。また、無償資金協力事業については、緊急時の体制が不十分なアフリカ諸国における事業を中心に中断が発生し、2020年11月末時点で全体の34.7%が中断を余儀なくされていたが、2022年4月時点では新型コロナのみを理由に中断された事業は全て再開された。

#### ①在外公館等における支援体制

中断したインフラ事業への再開支援に加え、在外公館や現地のJICA・JBIC・日本貿易振興機構（JETRO）事務所等による現地でのきめ細やかな支援や渡航制限に対する緊急対応についても、我が国政府・機関は一丸となって取り組んできた。契約上の不可抗力認定・追加費用負担に対する相手国政府や契約相手方との交渉について日本企業が円滑に実施できない場合においては、企業の相談を受け、大使や公使等在外公館の代表に加え、ODA事業については現地JICA事務所長やOOF事業についてはJBIC海外駐在員事務所首席駐在員等、各政府機関の長が主体的に対応し、不可抗力要素を加味した誠実な契約履行を相手国政府や実施機関に対し働きかけた。

また、各国の渡航制限措置を受けインフラ事業に欠かせない日本人技術者や施工管理コンサルタント等が現地に渡航できない場合に、在外公館を通じて特別便の確保や日本に滞在する自国民の退避特別便への便乗許可等を相手国政府に働きかけた。加えて、在留邦人

<sup>5</sup> 日本企業のインフラ事業は多岐に亘り、円借款や無償資金協力等の我が国のODA案件に加え、PPP事業や出資による投資開発事業等において純粋な民間事業やODA以外の公的資金支援を一部受けているOOF（Other Official Flows）事業等がある。これらPPP事業等は、事業主体が民間企業等であることから、新型コロナ禍を要因とする中断か否かを含め、その全ての中断状況を政府が正確に把握することは困難である。少なくとも、我が国政府と相手国政府との合意に基づいて実施されるODA事業については、現地の在外公館やJICA事務所等の迅速かつきめ細やかな働きかけにより、新型コロナのみを理由に工事が一時中断した資金協力案件は再開済である。

<sup>6</sup> 本邦企業がコンサルタント契約、コントラクター契約の両者もしくは一方を受注している案件が対象。

へのワクチン接種を緊急的に支援し、現地でインフラ事業に従事する日本企業の従業員やその家族が、脆弱な医療・ワクチン接種体制の開発途上国において安心・安全に事業を継続できる環境整備に万全を期した。

## ②デジタル技術を活用した民間企業の事業継続のための支援

海外展開を志向する民間企業による対面での交渉や商談・現地の作業指導が困難な状況に至ったことに鑑み、ICT やデジタル技術を活用し民間企業の事業継続に貢献している。例えば、2021年10月には、海外産業人材育成協会(AOTS)がNTTドコモ・Mobile Innovation Co., Ltd.と協力し、高速・大容量・低遅延な5G通信とスマートグラス、360°カメラを組み合わせたリアルタイム遠隔作業支援ソリューション「AVATOUR」を通じて、日本からタイ現地法人に対する研修や技術指導のリモート実証事業を開始した。コロナ禍による世界的な人流抑制のため技術移転に重要なOJTによる実践的実技指導が困難となる中、ICTやデジタル技術を採用した遠隔指導の導入で開発途上国の産業人材の育成促進に貢献している。また、JETROによるデジタル技術や現地ネットワークを活用したオンラインでの日本企業と現地企業との商談支援やマッチング・セミナー、貿易投資相談等によって、日本企業のビジネス途絶を回避している。



AOTSによる遠隔作業支援のイメージ



JETROのデジタル化「どこでもジェットロ」

## (2) 日本企業の海外事業にかかわる公的資金支援

コロナ禍による工事の一時中断や対面での交渉の難しさに加え、特に現地に投資しビジネスを行う日本企業にとって資金繰りの悪化が重大な課題であった<sup>7</sup>。コロナ禍による資金繰りの悪化は、現地のインフラ事業にも広く関わる日本企業の海外ビジネスに重大な影響を及ぼし、中長期的には現地でのビジネスからの撤退や、将来的なビジネスチャンスやマーケットを逃すことに繋がりをうるものであった。

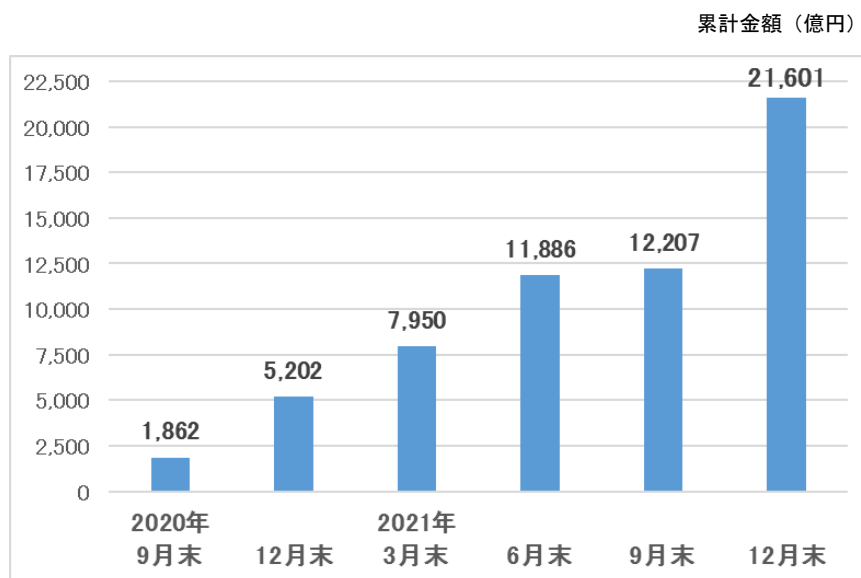
日本企業の資金繰りの悪化や運転資金不足に迅速に対応し、彼らのビジネス途絶を回避するために、我が国はJBICやNEXI等の公的金融機関を通じ、日本企業の支援に最大限のリソースを割いて取り組んできた。

まず、JBICによる日本企業への出融資等を通じた支援については、2020年4月20日に

<sup>7</sup> 『JETRO 海外進出日系企業実態調査・全世界編』『JBIC わが国製造業企業の海外展開に関する調査報告(2021年度海外直接投資アンケート結果)』等を参照。



閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、同年1月30日に創設・開始した「成長投資ファシリティ」に、新たに「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」（緊急W）を創設し、外国為替資金特別会計を活用し、新型コロナの影響下での日本企業の海外事業を強力的に支援した。当初2021年6月末までを実施期限としていたが、日本企業のニーズに対応してこれを同年12月末までに延長し、終了した2021年12月末までに、計326件・約2.2兆円の出融資等を承諾した。また、2020年7月に政令<sup>8</sup>の改正を行い、先進国向け投資金融業務の制限を時限的に撤廃した（2022年6月まで）。



※実施期限を2021年6月末→12月末へ延長した後、12月末で終了。

また、コロナ禍に起因する日本企業の対外取引をはじめとする事業活動全般に及ぼす甚大な影響に鑑み、NEXIの貿易保険を通じて積極的な支援を展開してきた。具体的には、海外で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、海外事業資金貸付保険を活用した運転資金の調達を支援し、2020年4月から2022年1月末までの実績として、計11件・約5,000億円の保険引受を行った。加えて、新型コロナによる損失への保険金支払も柔軟かつ積極的に行い、日本企業の海外展開の継続を支援した。（参考：2020～2021年度の新型コロナを含む全体支払額：843億円）更にエジプト・アラブ共和国（以下「エジプト政府」）が発行する、総額600億円のサムライ債に係る保証債務について、海外事業資金貸付保険の引受を実施。調達資金の一部は同国の新型コロナの対策資金（ワクチン調達や関連費用）に充当される。

以上

<sup>8</sup> 株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（2020年7月3日閣議決定）

## <付録>

# 「インフラシステム海外展開戦略 2025」（2021 年 6 月改定版）の 具体的施策のうち新型コロナ緊急対応として実施したもの

### （法制度整備支援）

- ・ コロナ禍でのシームレスな法制度整備支援の実施に向けた ICT 活用等による代替的支援を実施する。<財務、外務、JICA>

### （JICA）

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けるアジア・大洋州を中心とする途上国の経済活動の維持、活性化に貢献するため、JICA に創設した「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」の案件形成を推進する。<財務、外務、経産、JICA>

### （JBIC）

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特別の措置として、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援するため、JBIC の「成長投資ファシリティ」に創設した「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」による案件形成を推進する。<財務、JBIC>
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業に対し、JBIC が融資等を行いうる対象を、時限的に開発途上地域以外の地域における事業拡大しており、その案件形成を推進する。<財務、JBIC>

### （NEXI）

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大による各企業への影響を鑑み、貿易保険の手続きの期限猶予や各種被保険者の義務の履行猶予等に対応する。<NEXI>
- ・ 輸出保険や投資保険の申込、保険金支払いに関する相談や貿易保険の手続きの期限猶予等に関する問い合わせについて対応する窓口を創設しており、その対応を推進する。<NEXI>
- ・ 輸出保険や投資保険において、以下のような損失を保険金支払いの対象に追加しており、その対応を推進する。<NEXI>
  - 輸出保険（中小企業向け保険含む）  
新型コロナウイルス感染拡大に起因した「取引先の破産・破産に準ずる事由」、「代金決済期日から 3 か月以上の支払遅延」、「輸送の途絶」等
  - 投資保険  
新型コロナウイルス感染拡大に起因して投資先企業に以下のような事態が発生した結果生じた損失。  
「投資先国政府や公的機関（地方自治体を含む）からの事業停止命令または自粛要請による 1 か月以上の事業の休止」、「部品や資材の仕入れ先または販売先が事業を停止したこと（サプライチェーンの毀損）に伴う 1 か月以上の事業の休止」
- ・ 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を踏まえ、海外で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、インフラ協力事業に加え、当初の期限を延長して海外事業資金貸付保険を活用した運転資金の調達を支援する。<NEXI>
- ・ 日系民間損害保険会社を活用したフロンティングや他国 ECA 再保険を通じた海外日系企業から第三国へ

の輸出支援を行う。＜NEXI＞

(JETRO)

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、対面での海外販路開拓の営業活動が困難な状況を受け、JETRO がオンライン商談会を実施し、日本企業の海外展開を促進する。＜経産、JETRO＞